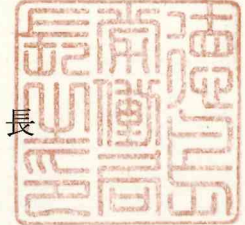


徳労発雇均 0802 第 1 号
平成 30 年 8 月 7 日

徳島県中小企業団体中央会
会長 布川 徹 殿

徳島労働局長



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の
周知について（要請）

平素は、労働行政の推進につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）につきましては、本年 4 月 6 日に第 196 回国会に法律案が提出され、同国会において、一部修正の上、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されました。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨をご理解いただいた上でしっかりと取り組んでいただくことが重要だと考えています。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、改正法の内容の周知のため、周知用資料を用意いたしましたので、別添 1 及び別添 2 の周知用資料を貴団体の会員の皆様に配付する等により、改正法の内容を周知していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。





事 務 連 絡
平成 3 0 年 8 月 7 日

徳島県中小企業団体中央会
事務担当者 殿

徳島労働局雇用環境・均等室長

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の
周知について（協力依頼）

平素は、労働行政の推進につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして貴団体で周知を行っていただくにあたり、周知用資料が不足する場合、下記担当までご連絡いただきましたら、電子データまたは紙ベースの資料を追加してお送りすることもできますので、お申し付けください。

なお、併せて、広報用原稿も用意いたしましたので、貴団体広報誌（紙）等に掲載いただく等ご活用ください。掲載いただきました際には、お手数をおかけし恐縮に存じますが、下記担当までお送りいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【本件担当】

徳島労働局雇用環境・均等室 指導班
〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6
徳島地方合同庁舎4階
電話 (088) 652-2718
FAX (088) 652-2751